

新潟県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和7年10月3日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

新潟県教育委員会規則第7号

新潟県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、新潟県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (2) その他新潟県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(委員の除斥)

第5条 議事に直接の利害関係を有する委員は、その議事に参与することができない。

(会議の非公開)

第6条 審査会の会議は、公開しない。

(参考人の出席)

第7条 審査会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育関係職員その他の参考人に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、新潟県教育庁において処理する。

(会長への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(新潟県教育委員会組織規則の一部改正)

2 新潟県教育委員会組織規則（昭和36年新潟県教育委員会規則第4号）の一部を次の表のように改正する。

(太枠部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
(附属機関)		(附属機関)	
第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。		第30条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりとする。	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
新潟県いじめ防止対策等に関する委員会	いじめ防止等のための対策を調査審議し、県立学校に重大事態が発生した場合などの事実関係を明確にするために調査し、これらの事項に関し教育委員会の	新潟県いじめ防止対策等に関する委員会	いじめ防止等のための対策を調査審議し、県立学校に重大事態が発生した場合などの事実関係を明確にするために調査し、これらの事項に関し教育委員会の

		諮問に応じ、又は必要と認める事項を教育委員会に建議する。		諮問に応じ、又は必要と認める事項を教育委員会に建議する。
	新潟県教育職員免許状再授与審査会	教育委員会が、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第57号）第22条の規定により再び免許状を授与するに当たって、教育委員会に意見を述べる。		